



2021年2月9日

各位

会社名 ソールドアウト株式会社  
代表者名 代表取締役会長 荻原 猛  
(コード番号：6553 東証一部)  
問合せ先 取締役 C F O 半田 晴彦  
(電話番号：03-6686-0180)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2021年3月23日開催予定の第12回定時株主総会に定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせします。

#### 記

#### 1. 変更の理由

当社においては、コーポレートガバナンス強化の一環として、事業年度における取締役の経営責任を明確にするとともに、経営環境の変化に一層迅速に対応できる経営体制を構築するべく、取締役の任期を2年から1年に変更するために、変更案のとおり定款第20条（取締役の任期）に所要の変更を行うものであります。

また、機動的な配当政策を行うことを可能とするため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能となるよう、変更案のとおり定款第38条（剰余金の配当等の決定機関）を追加するものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(変更箇所は下線部分です。)

現行定款	変更案
第1条～第19条（条文省略）	第1条～第19条（現行どおり）
第20条（取締役の任期） 1. 取締役の任期は、選任後 <u>2</u> 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2.（条文省略）	第20条（取締役の任期） 1. 取締役の任期は、選任後 <u>1</u> 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2.（現行どおり）
第21条～第37条（条文省略）  <u>（新設）</u>	第21条～第37条（現行どおり）  <u>第38条（剰余金の配当等の決定機関）</u> <u>当社は、剰余金の配当等、会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる。</u>
第38条～第40条（条文省略）	第39条～第41条（現行どおり）

### 3. 日程

- ・定款変更のための株主総会開催日 2021年3月23日(火)
- ・定款変更の効力発生日 2021年3月23日(火)

以 上